

お客様各位

2016年8月1日
 富士通セミコンダクター株式会社
 品質保証部長
 山田 英毅



EU RoHS 指令対応について

日頃からの富士通セミコンダクターの半導体製品へのご愛顧ありがとうございます。
 弊社は法規制等の順守による環境に優しい製品の開発、製造を推進しております。
 こうした活動の一環として、富士通セミコンダクターの半導体製品に関するEUにおける指令、“The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (RoHS), 2011/65/EU” (2013年1月3日施行) の対応状況について、以下であることをお知らせいたします。

記

富士通セミコンダクターの半導体製品は、EU RoHS 指令付属書IIIに示される適用除外項目を除き、最大許容濃度を超える下記規制対象物質は含有していません。

EU RoHS 指令の規制対象物質	最大許容濃度値(ppm)
鉛 (Pb) ^{*1}	1,000
水銀 (Hg)	1,000
カドミウム (Cd)	100
六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)	1,000
ポリ臭化ビフェニール (PBB)	1,000
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	1,000

備考：富士通セミコンダクターの半導体製品に該当する適用除外項目

2016年8月1日現在で出荷している製品で適用除外項目に該当する製品はありません。
 (EOL品[EOL宣言対象品を含む] または 販社・代理店等における長期在庫品を除く。)

^{*1} チタン酸ジルコン酸鉛 (PZT) について

弊社 FRAM 製品は、製品特性のため強誘電体キャパシタ材料として PZT の意図的添加がありますが、均質材料であるチップ中の含有濃度は最大許容濃度値 (1000ppm) 以下であることを確認しており、適用除外項目 7(c)-IV に該当せず EU RoHS 指令に適合しております。

また、RoHS 指令を正しくご理解いただくためにも、RoHS 指令に関する詳細につきましては、
 欧州委員会 (European Commission) の URL よりご確認願います。

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm

以上